

潮来市と潮来市内郵便局との包括連携に関する協定書



潮来市（以下「甲」という。）と 潮来市内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的及び物的資源を有効に活用し、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直ちに、消防、警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 子ども、障がい者、高齢者その他住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路等の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (5) 地域経済活性化に関すること。
- (6) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (7) 女性の活躍推進に関すること。
- (8) 災害発生時における協力に関すること。
- (9) その他、地域活性化・市民サービス向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合又は協力しなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討又は実施により、知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示、提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した場合であっても、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間同一の条件をもって、更新するものとし、以降も同様の取扱いとする。

2 前項の協定に関わらず、甲及び乙は、本協定の有効期間内であっても、合意のうえ、本協定を終了させることができる。

（協定の廃止）

第7条 本協定締結により、「地域見守り活動への協力に関する協定（平成28年3月28日締結）」、「災害発生時における潮来市と潮来市内郵便局の協力に関する協定（平成28年3月28日締結）」、「地域安全に関する協定（平成29年9月27日締結）」及び「廃棄物の不法投棄情報提供に関する協定（平成29年9月27日締結）」は、廃止する。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲及び乙は、その都度、誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年 3月25日

甲 茨城県潮来市辻626

潮来市長

藤 浩道



乙 茨城県潮来市潮来103-3

日本郵便株式会社

潮来郵便局長

吉 永 稔



茨城県潮来市牛堀124

日本郵便株式会社

牛堀郵便局長

大久保 真由美



茨城県潮来市宮前1-20-6

日本郵便株式会社

延方郵便局長

宮本 直之



茨城県潮来市釜谷250-2

日本郵便株式会社

大生原郵便局長

宮本 純一



茨城県潮来市辻228-1

日本郵便株式会社

潮来辻郵便局長

藤岡 修二

